

人事マネジメント実務法研究会

最新の労働判例分析、雇用トラブルの解決調整手法、理想の企業内人事マネジメントの構築など、雇用と組織人事のトピックについて、労働法に関心のある弁護士と労働法担当の法科大学院教員、それに外部ゲストと一緒に考え、アイデアを交換する研究会です。

その名は「人事マネジメント実務法研究会」。2011年秋から年間2-3回程度、1回2時間弱の研究会です。主催は鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会の会員有志です。（雇用構築学研究所という名の鹿児島大の紺屋の私設研究所兼ゼミナールがバックアップ。参加者に人事マネジメント情報満載の小雑誌『ニュースレター』をプレゼント！）

実務に直結する旬の専門情報を交換し、役立てるのが狙いです。

第2回 人事マネジメント実務法研究会

2012年4月18日(水) 18:30-20:30

鹿児島県弁護士会館（鹿児島市易居町2番3号）

203会議室

「労働事件の実務的調整技法と課題」

弁護士 吉崎泰広 先生

第2回の研究会は、労働事件処理にあたって、法一カネー当事者感情をバランスよく目配りし、効果的かつ有効な紛争解決を実現するための調整技法を追求しました。弁護士、ADRを担当する社労士、そして労働行政のあっせんに携わる学識経験者といった様々な立場から、具体例や問題提起を交えた検討を行いました。概要報告と事例分析は弁護士吉崎泰広氏（鹿児島中央法律事務所）が担当し、その後参加者11名で共同検討を進めました。



労働審判における審理プロセスと和解（調停）のタイミング、解雇退職事件における金銭解決と蒸し返し問題、裁判上の和解と労働行政のあっせん和解の差異、紛争再発防止の〈授業料〉としての解決金算定術など、紛争調整過程のさまざまな法技術について、活発な議論を基にした調整技法の法律論を構築し、実務的知見を得ることができました。

次回の第3回人事マネジメント実務法研究会は、2012年9月中旬の開催を予定！

変形労働時間制、メンタルヘルス対策、あるいは成果主義的処遇と賃金ダウン、労働者の解雇時に生じる多種多様な過大請求といった雇用トラブルを、最新裁判例の検討を手掛かりにして共同検討し、法情報と実務知見を共有します。ご期待下さい。

人事マネジメント実務法研究会

主催： 鹿児島大学法科大学院 司法政策研究センター 鹿児島県弁護士会会員有志

後援： 雇用構築学研究所／雇用構築学ゼミナール（鹿児島大学大学院司法政策研究科）

参加料： 無料

参加申込： 電子メールか電話でお申し込み下さい。

申込先： 鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター（担当 久木野）

電話 099-285-7569 電子メール ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

研究会内容に関するお問い合わせは、法科大学院教員（労働法担当）紺屋博昭（こんやひろあき）までどうぞ。

電話 099-285-7621 電子メール konya@leh.kagoshima-u.ac.jp です。